

令和7年6月30日開催

令和7年度
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月30日（月曜日）
午前9時30分～午前10時3分

2. 開催場所 燕市役所 委員会室

3. 出席委員（26名）

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	16番 志田 晃	26番 江口 保
7番 山田 直子	17番 大矢 陽子	
8番 岩野 稔	18番 玉木 美奈子	
9番 山崎 登美雄	19番 澤口 隆行	
10番 江辺 耕一	20番 土田 喜七	

4. 欠席委員

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について

報告第9号 農地転用事実確認願について

報告第10号 農地の転用事実に関する照会について

報告第11号 地域計画変更（案）に関する意見について

(4) 議事

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に
関する意見について
議案第 12 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対
する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

24 番 三浦 哲郎 25 番 澁木 誠治

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席はありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 26 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 3 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 24 番 三浦 哲郎 委員及び</p> <p>議席番号 25 番 澁木 誠治 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 8 号から第 11 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 31 番 杣木字東宮北畑付の田畑、計 6 筆、430 m²、所有者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、1 件、6 筆、430 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 32 番 道金字沢田の田、1 筆、497 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は 1 件、1 筆、497 m²となります。</p>

事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 33 番 八王寺字曲戸の田、計 2 筆、2,042 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、2 件、3 筆、3,020 m²となります。</p> <p>合意解約の総合計は、4 件、10 筆、3,947 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 9 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 高木字高木の田、計 2 筆、632 m²、転用目的は資材置場及び駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 6 号、令和 7 年 6 月 6 日であります。</p>
事務局	<p>受付番号 3 番 高木字高木の田、1 筆、525 m²、転用目的は資材置場及び駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 7 号、令和 7 年 6 月 6 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 10 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 柚木字前郷屋の田、計 2 筆、128.40 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和 7 年 2 月 28 日、燕農委第 15451 号、農地法第 5 条、宅地分譲。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 7 番 長所字村中の畑、1 筆、9.91 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 11 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。</p> <p>申請番号 13 番から 16 番の 4 筆、1,236 m²について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。</p>

	<p>質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。 それでは、それでは、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号4番 道金字沢田の田、1筆、497㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号5番 砂子塚字屋敷廻の畑、1筆、133㎡、契約内容は贈与、位置図は、議案資料の2頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号6番 杉名字杉名の田、計6筆、1,512㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号7番 杉柳字前田の畑、1筆、13㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の4頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る6月20日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>6月20日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第2事前審査委員会、出席委員13名による審査を行いました。審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 12 番 八王寺字行塚の田、計 3 筆、1,421 m²、転用目的は共同住宅 10 戸及び駐車場 21 台。契約内容は売買、令和 8 年 2 月 28 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、共同住宅 10 戸及び駐車場 21 台を整備するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 13 番 米納津字砂田川上の畑、1 筆、347 m²、転用目的はドッグラン。契約内容は売買、令和 7 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、地域のペットオーナーへドッグランとして提供するため申請するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 柳山字前畑、他の田、計 5 筆、340.68 m²、転用目</p>

	<p>的は住宅敷地の拡張。契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>亡所有者が生前自宅敷地として使用してきた土地であり、今般宅地部分が競売にかけられ、購入者が宅地と一体利用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 15 番 東太田字往来西、他の田、計 5 筆、156.61 m²、転用目的は駐車場 2 台。契約内容は売買。令和 7 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>建築業を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭となったため当該地を購入し、事業用トラック等の駐車場として整備するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 16 番 八王寺字川前の畑、計 2 筆、499 m²、転用目的は、住宅。契約内容は売買。令和 8 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。</p> <p>現在申請地の隣地に居住しておりますが、建築瑕疵により早急に移転する必要があるため、当該地を購入し住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、おおむね 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地ですが、集落に接続する農地の第 1 種農地の例外とすること、既存住宅と連担していることから周辺の農地への影響がないと判断されるところであります。</p>
事務局	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願いします。

	い致します。
土田委員長	審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」5件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	次に、議案第11号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第11号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。
事務局	貸借設定の10年の促進計画であります。 番号1番に始まり、番号5番まで計3件、5筆、5,897㎡、設定期間は令和17年3月31日までの10年になります。
事務局	9年の促進計画であります。 番号6番1件、1筆、89㎡、設定期間は令和16年2月5日までの9年になります。
事務局	5年の促進計画であります。 番号7番から番号8番まで計2件、2筆、1,028㎡、設定期間は令和11年12月31日と令和12年3月31日までの5年になります。
事務局	続きまして、貸借の移転であります。 番号1番に始まり、番号41まで1件、計41筆、32,901㎡、残期間は令和15年3月6日までの8年になります。

	<p>なお、関係委員の案件といたしまして、貸借設定の番号8番に藤田委員の案件がございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である番号8番を除いて土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件1筆を除く48筆、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件1筆を除く48筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件1筆を除く48筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号13番 藤田 浩介委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午前9時49分)</p>
議 長	<p>関係委員の案件である1筆について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、番号8番について、意見は特になかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前9時51分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第12号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第12号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p> <p>こちらにつきましては、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。</p> <p>(農政課：説明)</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>担当課より説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 11 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 3 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
